

VI その他

1. 税務証明の状況

(1) 発行数

年度 区分	30		元		2		3		4	
	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %	件数	前年 比 %
納税証明	1,547	92.0	1,923	124.3	1,544	80.3	1,679	108.7	2,193	130.6
課税証明	8,994	80.2	14,068 (94)	76.4	11,880 (356)	84.4	12,483 (847)	105.1	12,746 (1,514)	102.1
所得証明	9,426	86.2								
資産証明	3,797	94.8	3,780	99.6	4,263	112.8	3,728	87.5	3,599	96.5
課税台帳 閲覧	784	93.9	815	104.0	902	110.7	787	87.3	1,064	135.2
その他	1,003	80.2	804	80.2	970	120.6	752	77.5	778	103.5
合計	25,551	85.4	21,390	83.7	19,559	91.4	19,429	99.3	20,380	104.9

注：手数料無料扱い分を含む。

所得課税証明件数()はコンビニ交付件数(内数)

(2) 手数料

年度 区分	30		元		2		3		4	
	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %	金額 円	前年 比 %
納税証明	464,100	92.0	576,900	124.3	450,300	78.1	503,700	111.9	657,900	130.6
課税証明	2,660,700	80.0	4,051,900	75.7	3,330,500	82.2	3,544,750	106.4	3,569,900	100.7
所得証明	2,694,300	85.6								
資産証明	1,131,300	95.3	1,125,000	99.4	1,100,400	97.8	1,067,700	97.0	1,037,100	97.1
課税台帳 閲覧	235,200	93.9	244,500	104.0	247,500	101.2	235,500	95.2	319,200	135.5
その他	698,900	98.8	586,400	83.9	647,000	110.3	582,700	90.1	619,200	106.3
合計	7,884,500	86.4	6,584,700	83.5	5,775,700	87.7	5,934,350	102.7	6,203,300	104.5

2. 県民税徴収委託金

区 分		年 度				
		3 0	元	2	3	4
徴収金払込額に 対するもの	基 数 (円)	238,176	183,068	107,920	103,325	62,227
	7% 委託金 (円)	16,671	12,812	7,552	7,231	4,353
過誤納金還付額 に対するもの	基 数 (円)	9,561,000	9,465,400	11,020,100	9,660,533	12,679,676
	按分率 委託金 (円)	3,810,978	3,772,848	4,392,541	3,850,671	5,055,190
還付加算金に 対するもの	基 数 (円)	23,400	100,100	64,900	64,900	21,800
	按分率 委託金 (円)	9,325	39,898	25,866	25,867	8,688
納税義務者数に 対するもの	基 数 (人)	48,978	49,369	49,237	48,894	48,676
	一人当たりの額 委託金 (円)	146,934,000	148,107,000	147,711,000	146,682,000	146,028,000
配当割、譲渡割 還付額に 対するもの	基 数 (円)	3,038,306	1,172,086	1,657,067	2,249,486	2,745,455
	基数 委託金 (円)	3,038,306	1,172,086	1,657,067	2,249,486	2,745,455
合 計	委託金 (円)	153,809,280	153,104,644	153,794,026	152,815,255	153,841,686
前 年 比	(%)	101.7	99.5	100.5	99.4	100.7

年 度	3 0	元	2	3	4
特 定 按 分 率 %	39.86	39.86	39.86	39.86	39.87
確 定 按 分 率 %	39.854963362	39.855178037	39.857356267	39.856331697	39.864305260
納税義務者一人当たりの額 円	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(令和5年度分)

税目	賦課期日	種類	納税義務者	課税標準	申告期限	納期
市民税	1月1日	個人 均等割 所得割	・1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・給与特別徴収 年12回(6月~5月) ・年金特別徴収 年6回(偶数月)
		法人 均等割 法人税割	・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・普通徴収 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 2月1日から3月2日まで
軽自動車税(種別割)	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	市内に定置場を有する当該軽自動車等の所有者又は使用者	総排気量、定格出力、用途、その他 軽自動車等の諸元による。	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・普通徴収 5月1日から5月31日まで
軽自動車税(環境性能割)	取得時	三輪以上の軽自動車	市内に定置場を有する三輪以上の軽自動車の取得者	取得価額×0~3%の税率 (R3.3.31までは自家用乗用車について1%軽減) 取得価額が50万円以下の場合、課税されない。		申告納付
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市計画税		土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格(市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税と同じ
入湯税		鉱泉浴場への入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額（令和5年度分）

種 類	控 除 額		
雑損控除	次のいずれが多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円	障害者控除	○障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…… ……………26万円 （特別障害者については……………30万円） ○控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合……………53万円
医療費控除	【原則】前年中に医療費を支払った場合 （支払った医療費－保険等により補てんされる金額）－ （総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額）※限度額200万円 【特例】前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合 支払った購入費－12,000円 ※限度額88,000円 ※【原則】と【特例】は、どちらか一方の選択制。	寡婦控除	納税義務者が寡婦であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………26万円
社会保険料控除	支払った額	ひとり親控除	納税義務者がひとり親であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………30万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円
生命保険料控除	(1) 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 ①【新契約のみ】H24年1月1日以降の契約 支払った保険料が ア. 12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 12,000円を超え32,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/2+6,000円 ウ. 32,000円を超え56,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/4+14,000円 エ. 56,000円を超える場合……………28,000円 ②【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア. 15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 15,000円を超え40,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/2+7,500円 ウ. 40,000円を超え70,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/4+17,500円 エ. 70,000円を超える場合……………35,000円 ※①新契約と②旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 ……………①と②の合計（控除適用限度額は28,000円） (2) 前年中に支払った保険料が個人年金保険の場合 （1）を参照 (3) 前年中に支払った保険料が介護医療保険の場合 （1）①を参照 ※(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は70,000円	配偶者控除	○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 控除対象配偶者……………33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………38万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 控除対象配偶者……………22万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………26万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 控除対象配偶者……………11万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………13万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
地震保険料控除	(1) 支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円） (2) 支払った長期損害保険料（H18以前締結）が ア. 5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 5,000円を超え15,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1/2+2,500円 ウ. 15,000円を超える場合……………10,000円 ※(1)と(2)の全体の控除適用限度額は25,000円	配偶者特別控除	①納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 ア. 配偶者の前年の合計所得金額が100万円以下である場合……………33万円 イ. 配偶者の前年の合計所得金額が100万円超130万円以下である場合 ……………38万円－合計所得のうち93万1円を超える部分の金額 （注）（ ）内の金額は、（ ）内の計算で求めた金額が5万円の整数倍 の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない 5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額のうち最も多い金額。 ウ. 配偶者の前年の合計所得金額が130万円超133万円以下である場合 ……………3万円 ②納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額 の3分の2の金額を控除する。 ③納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額 の3分の1の金額を控除する。 （注）②③で求めた金額に1万円未満の端数があるときは、切り上げた金額。 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
		扶養控除	○控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう）1人につき……………33万円 ただし、控除対象扶養親族が19～22歳の場合……………45万円 70歳以上の場合……………38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者の いずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人につき…… ……………45万円
		基礎控除	○前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合……………43万円 ○前年の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下の場合 ……………29万円 ○前年の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下の場合 ……………15万円

4. 大牟田市税率表

税目		年度		42	43	44	45	46
市	個人	均等割	県	100円	100	100	100	100
			市	400円	400	400	400	400
民	法人	所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左
			市					
税	個人	均等割		42.6.1以後に終了する事業年度から 1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	同左
		税割		$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$
固	定	資	産	税		$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
					標準税率	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽自動車税	付	原	50CC	500円	月割廃止 500	500	500	500
			90CC	800	" 800	800	800	800
			125CC	1,000	" 1,000	1,000	1,000	1,000
	自	動	二輪	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
			三輪	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	自	車	四輪貨物(自)					
			"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	税		四輪乗用(自)					
			"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
			農耕作業用	1,000	月割廃止 1,000	1,000	1,000	1,000
		小型特殊(その他)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		二輪の小型	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
市たばこ消費税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電	気	ガ	ス	税	電気税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$
					ガス税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$
鉦	産	税		$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	
			標準税率	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	
特別土地保有税	土地に対して課するもの			-	-	-	-	
	土地の取得に対して課するもの			-	-	-	-	
都市計画税				-	-	-	-	

税目		年度		47	48	49	50	51		
		均等割	市	100	100	100	100	300		
市	個人	均等割	市	400	400	400	400	1,200		
		所得割	市	標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左		
民	法	均等割		1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号7,200円		
		税	人	割	10.7	10.7	49.5.1以後に終了 する事業年度から	14.5	14.5	
標準税率	9.1				9.1	14.5 100	12.1 100	12.1 100	100	100
固定資産税		標準税率		1.6	1.6	1.6	1.6	1.6		
固定資産税		標準税率		1.4	1.4	1.4	1.4	1.4		
軽自動車税	原付	50CC		500	500	500	500	650		
		90CC		800	800	800	800	1,000		
		125CC		1,000	1,000	1,000	1,000	1,300		
	自軽	二輪		1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000		
		三輪		2,000	2,000	2,000	2,000	" 2,600		
	自動車	自	四輪貨物(自)						3,300	
			"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500		2,900	
		自	四輪乗用(自)							5,900
			"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500		5,200	
	税	農耕作業用			1,000	1,000	1,000	1,000	1,300	
小型特殊(その他)			3,000	3,000	3,000	3,000	3,900			
二輪の小型			2,500	2,500	2,500	2,500	3,300			
市たばこ消費税			18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100		
電気ガス税	電気税		7	7	10月 6 より 100	50年 5 1月より 100	5 100	5 100		
	ガス税		100	100	10月 3 より 100	50年 4 1月より 100	6月 3 より 100	52年 2 1月より 100		
鉱産税		標準税率		1.1	1.1	1.1	1.1	1.1		
特別土地保有税		土地に対して課するもの		-	-	1.4 100	1.4 100	1.4 100		
特別土地保有税		土地の取得に対して課するもの		-	-	3 100	3 100	3 100		
都市計画税			-	-	-	-	-	-		

52	53	54	55	56
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52.4.1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号8,000円	53.4.1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号8,000円 3号80,000円	同左	同左	同左
<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	7月31日 <u>14.5</u> <u>14.7</u> まで 100 100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 <u>12.1</u> <u>12.3</u> 以降 100 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
-	-	-	0.05 100	0.1 100
			制限 税率 0.3 100	0.3 100

税目		年度	57	58	59
市	個人	均等割	500	500	500
		所得割	1,500	1,500	1,500
市民	法人	均等割	標準税率	同左	同左
		均等割	1号800,000円 2号400,000円 3号80,000円 4号24,000円 5号8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号700,000円 5号48,000円 3号160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号400,000円 6号40,000円
税	人	割	14.7	14.7	14.7
		標準税率	100	100	100
固定資産税	標準税率	標準税率	12.3	12.3	12.3
		標準税率	100	100	100
固定資産税	標準税率	標準税率	1.6	1.6	1.6
		標準税率	100	100	100
固定資産税	標準税率	標準税率	1.4	1.4	1.4
		標準税率	100	100	100
自動車税	軽付	原 50CC	700	700	1,000
		90CC	1,100	1,100	1,200
		125CC	1,450	1,450	1,600
	自軽	二輪	2,200	2,200	2,400
		三輪	2,850	2,850	3,100
		四輪貨物(自)	3,650	3,650	4,000
		"(営)	2,900	2,900	3,000
	自	四輪乗用(自)	6,500	6,500	7,200
		"(営)	5,200	5,200	5,500
		農耕作業用	1,450	1,450	1,600
	税	小型特殊(その他)	4,300	4,300	4,700
		二輪の小型	3,650	3,650	4,000
市たばこ消費税		18.1	18.1	18.1	
		100	100	100	
電気ガス税	電気税	5	5	5	
	ガス税	100	100	100	
		2	2	2	
		100	100	100	
鉱産税		1.1	1.1	1.1	
		100	100	100	
		1	1	1	
		100	100	100	
特別土地保有税	土地に対して課するもの	1.4	1.4	1.4	
	土地の取得に対して課するもの	100	100	100	
		3	3	3	
		100	100	100	
都市計画税		0.1	0.1	0.1	
		100	100	100	
		0.3	0.3	0.3	
		100	100	100	

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59.4.1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
<u>18.1</u> 100	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 (4月まで) 5月以降特例 <u>350</u> <u>640</u> 1,100 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	3月まで <u>14.3</u> 4月から <u>1.997</u> 従価割 100 従量割 1,000 従量割 特例 " 旧3級品 <u>640</u> <u>948</u> 1,000 1,000
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	平成元年 4月1日廃止
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目		年度	2	3	4	5	6
市	個人	均等割	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000
		所得割	標準税率	同左	同左	同左	同左
民	法	均等割	1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号400,000円 4号150,000円 5号120,000円 6号40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号400千円 4号150千円 5号120千円 6号40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号410千円 9号50千円 4号400千円 5号160千円 6号150千円
		税割	14.7 100	14.7 100	14.7 100	14.7 100	14.7 100
税	人	標準税率	12.3 100	12.3 100	12.3 100	12.3 100	12.3 100
		固定資産税	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100
軽自動車税	原付	50CC	1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
自動車税	二輪	125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
税	自	三輪	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		四輪貨物(自)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
税	車	"(営)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		四輪乗用(自)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
税	自	"(営)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
		農耕作業用	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
税	小	小型特殊(その他)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		二輪の小型	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
市	たばこ税	従量割	1,997	1,997	1,997	1,997	1,997
		"	1,000 旧3級品 948	1,000 旧3級品 948	1,000 旧3級品 948	1,000 旧3級品 948	1,000 旧3級品 948
市	たばこ消費税	従量割	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		"	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
産	税	標準税率	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100
		特別土地	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100
保有	税	土地に対して課するもの	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100
		土地の取得に対して課するもの	3 100	3 100	3 100	3 100	3 100
都市	計画	制限税率	0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100
		制限税率	0.3 100	0.3 100	0.3 100	0.3 100	0.3 100

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>1,997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>1,997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>2,434</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	従量割 <u>2,434</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	4月まで <u>2,434</u> 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000 5月から <u>2,668</u> 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,266</u> 1,000
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	平成10年 4月1日廃止	
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100		
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目		年度		12	13	14	15	
市	個人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000	
			市	2,500	2,500	2,500	2,500	
	所得割	県	標準税率				同左	
		市					同左	
民	法	均等割	1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円			同左	同左	
税	人	税割	標準税率	14.7	14.7	14.7	14.7	
			100	100	100	100		
			12.3	12.3	12.3	12.3		
固定資産税		標準税率	1.6	1.6	1.6	1.6		
			100	100	100	100		
			1.4	1.4	1.4	1.4		
軽自動車税	原付	50CC	1,000	1,000	1,000	1,000		
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200		
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600		
	自動車	自	ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	
			二輪	2,400	2,400	2,400	2,400	
			三輪	3,100	3,100	3,100	3,100	
			四輪貨物(自)	4,000	4,000	4,000	4,000	
			"(営)	3,000	3,000	3,000	3,000	
			四輪乗用(自)	7,200	7,200	7,200	7,200	
			"(営)	5,500	5,500	5,500	5,500	
	農耕作業用	1,600	1,600	1,600	1,600			
	小型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700			
	二輪の小型	4,000	4,000	4,000	4,000			
市たばこ税	従量割		2,668	2,668	2,668	6月まで 2,668 7月から 2,977		
	"		1,000	1,000	1,000	従量割 1,000 従量割 1,000		
	"		旧3級品	旧3級品	旧3級品	" 旧3級品		
			1,266	1,266	1,266	1,266 1,412		
			1,000	1,000	1,000	1,000 1,000		
特別土地保有税	土地に対して課するもの		1.4	1.4	1.4	平成15年度から新たな課税は停止		
	土地の取得に対して課するもの		3	3	3			
都市計画税	制限税率		0.1	0.1	0.1	0.1		
			100	100	100	100		
			0.3	0.3	0.3	0.3		
入湯税	標準税率		-	-	-	-		

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20.4.1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号1,750千円 4号 150千円 9号3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>2.977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.412</u> 1,000	従量割 <u>2.977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.412</u> 1,000	6月まで <u>2.977</u> 7月から <u>3.298</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1.412</u> <u>1.564</u> 1,000 1,000	従量割 <u>3.298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.564</u> 1,000	従量割 <u>3.298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.564</u> 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税目		年度		21	22	23	
市	個人	均等割	県	1,500	1,500	1,500	
			市	3,000	3,000	3,000	
	所得割	県	標準税率			同左	同左
		市					
民	法	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円			同左	同左
税	人	税割	標準税率	14.7	14.7	14.7	
			税率	100	100	100	
固定資産税		標準税率	1.6	1.6	1.6		
			税率	100	100	100	
		標準税率	1.4	1.4	1.4		
			税率	100	100	100	
軽自動車税	原付	50CC	1,200	1,200	1,200		
		90CC	1,400	1,400	1,400		
		125CC	1,900	1,900	1,900		
	自動車	ミニカー	3,000	3,000	3,000		
		二輪	2,800	2,800	2,800		
		三輪	3,700	3,700	3,700		
		四輪貨物(自)	4,800	4,800	4,800		
		"(営)	3,600	3,600	3,600		
		四輪乗用(自)	8,600	8,600	8,600		
	農耕作業用	"(営)	6,600	6,600	6,600		
		二輪の小型	1,900	1,900	1,900		
		小型特殊(その他)	5,600	5,600	5,600		
		二輪の小型	4,800	4,800	4,800		
市たばこ税	従量割		3,298	9月まで 3,298 10月から 4,618	従量割 4,618		
	"		1,000	従量割 1,000 従量割 1,000	" 1,000		
	"		旧3級品 1,564	" 旧3級品 " 旧3級品 2,190	" 旧3級品 2,190		
			1,000	1,000 1,000	1,000		
都市計画税	制限税率	0.1	0.1	0.1			
		100	100	100			
		0.3	0.3	0.3			
		税率	100	100			
入湯税	標準税率	宿泊あり 1人1泊につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150			
		宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊なし 1人1日につき 70			
		標準税率	1人1日につき 150	1人1日につき 150			

24	25	26	27
1,500 3,000	1,500 3,000	2,000 3,500	2,000 3,500
同左	同左	同左	同左
H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	9月30日 <u>14.7</u> <u>12.1</u> まで 100 100	<u>12.1</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	10月1日 <u>12.3</u> <u>9.7</u> 以降 100 100	<u>9.7</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100 27.4.1初年登録 3,900
4,000	4,000	4,000	4,000 27.4.1初年登録 5,000
3,000	3,000	3,000	3,000 27.4.1初年登録 3,800
7,200	7,200	7,200	7,200 27.4.1初年登録 10,800
5,500	5,500	5,500	5,500 27.4.1初年登録 6,900
1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 4,618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	3月まで 4,618 従量割 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	4月から 5,262 従量割 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000	従量割 5,262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

税目		年度		28	29			
市	個人	均等割	県	2,000	2,000			
			市	3,500	3,500			
	所得割	県	標準税率		標準税率			
		市	標準税率		標準税率			
民法	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から			H21.3.1以降に終了する 事業年度から			
		1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円		
	税割	標準税率	12.1	100	12.1	100		
		標準税率	9.7	100	9.7	100		
固定資産税	標準税率	1.6	100	1.6	100			
		1.4	100	1.4	100			
	軽自動車税	原付	50CC	2,000	2,000			
			90CC	2,000	2,000			
二輪		125CC	2,400	2,400				
		ミニカー	3,700	3,700				
自動車税	三輪	二輪	3,600			3,600		
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600
		(1)	1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000
		(1)	1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500
	(1)	1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	
	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	
	(1)	2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	
	初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	
	(1)	1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	
	農耕作業用	2,400			2,400			
小型特殊(その他)	5,900			5,900				
二輪の小型	6,000			6,000				
市たばこ税	従量割	5,262		5,262				
	"	1,000		1,000				
	旧3級品	2,925		3,355				
	"	1,000		1,000				
都市計画税	制限税率	0.1	100	0.1	100			
	0.3	100	0.3	100				
	100	100	100	100				
	100	100	100	100				
入湯税	標準税率	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			
	標準税率	1人1日につき 150			1人1日につき 150			

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が27年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
+20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が28年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
+20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税目		年度		30			元		
市	個人	均等割	県	2,000			2,000		
			市	3,500			3,500		
	法人	均等割	県	標準税率			標準税率		
			市	標準税率			標準税率		
民	均等割	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から			H21.3.1以降に終了する 事業年度から			
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円			
	税割	標準税率	標準税率	12.1 100			12.1 100		
			標準税率	9.7 100			R元.10.1以降 に開始する事 業年度から 8.4 100 6.0 100		
固定資産税			標準税率			標準税率			
			1.6 100			1.6 100			
			1.4 100			1.4 100			
軽自動車税	原付	50CC	2,000			2,000			
		90CC	2,000			2,000			
		125CC	2,400			2,400			
		ミニカー	3,700			3,700			
自動車税	自	二輪	3,600			3,600			
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	
		三輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	
		"(営)	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	
		初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	
		四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	
"(営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
農耕作業用			2,400			2,400			
小型特殊(その他)			5,900			5,900			
二輪の小型			6,000			6,000			
市たばこ税			従量割 5.262 (H30.9. 5.692 (H30.10. 1,000 30まで) 1,000 1から)			従量割 5.692 (H30.10. 1,000 1から) 旧3級品については、R元.10.1から一般品と同額			
			" 旧3級品 4.000 (H30.4. 5.692 (R元.10. 1,000 1から) 1,000 1から)						
都市計画税			0.1 100			0.1 100			
制限税率			0.3 100			0.3 100			
入湯税			標準税率			標準税率			
			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			
			1人1日につき 150			1人1日につき 150			

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が29年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が30年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税に環境性能割が新設されたことに伴い、
従来の軽自動車税が軽自動車税種別割と環境性能割に
区分される。(R元.10.1～)

税目		年度		2	3				
市	個人	均等割	県	2,000	2,000				
			市	3,500	3,500				
	所得割	県	標準税率		標準税率				
		市	標準税率		標準税率				
民法	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から			H21.3.1以降に終了する 事業年度から				
		1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円			
税人	税割	標準税率	8.4 100		8.4 100				
		標準税率	6.0 100		6.0 100				
固定資産税			1.6 100		1.6 100				
標準税率			1.4 100		1.4 100				
軽自動車税 (種別割)	原付	50CC	2,000			2,000			
		90CC	2,000			2,000			
		125CC	2,400			2,400			
		ミニカー	3,700			3,700			
	軽自動車	二輪	3,600						
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	
		(1)	1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	
		三輪	初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000
		(1)	1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	
		四輪貨物(自)	初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500
(1)	1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
自	四輪乗用(自)	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	
(1)	2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
(1)	1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
農耕作業用			2,400			2,400			
小型特殊(その他)			5,900			5,900			
二輪の小型			6,000			6,000			
軽自動車税(環境性能割)				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.3.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減		
市たばこ税				R2.10.1~ 従量割 5.692 6.122 1,000 1,000			R3.10.1~ 従量割 6.122 6.552 1,000 1,000		
都市計画税				0.1 100			0.1 100		
制限税率				0.3 100			0.3 100		
入湯税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70		
標準税率				1人1日につき 150			1人1日につき 150		

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録がR2年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR2年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
(3) 初年登録がR2年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税目		年度		4	5			
市 民 税	個人	均等割	県	2,000	2,000			
			市	3,500	3,500			
	所得割	県	標準税率		標準税率			
		市	標準税率		標準税率			
法人	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から			H21.3.1以降に終了する 事業年度から			
		1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円		
税人	税割	標準税率			標準税率			
		8.4 100			8.4 100			
固定資産税	標準税率	1.6 100			1.6 100			
		1.4 100			1.4 100			
軽自動車税 (種別割)	原付	50CC	2,000			2,000		
		90CC	2,000			2,000		
		125CC	2,400			2,400		
		ミニカー	3,700			3,700		
	軽自動車	二輪	3,600					
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600
		三輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500
自動車	"(営)	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	
	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	
	四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	
	初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	
"(営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200		
農耕作業用	2,400			2,400				
小型特殊(その他)	5,900			5,900				
二輪の小型	6,000			6,000				
軽自動車税(環境性能割)	【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%)				
市たばこ税	従量割	6.552 1,000		従量割	6.552 1,000			
都市計画税	制限税率	0.1 100		0.1 100	0.3 100			
入湯税	標準税率	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70		1人1日につき 150		宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70		

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録がR3年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR3年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
(3) 初年登録がR3年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
(1) 初年登録がR4年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
(3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

○市民税、個人所得割の税率表

3年度～6年度		7年度～8年度		9年度～10年度		11年度～18年度		19年度～	
区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

53年度～57年度			58年度			59年度～5年度			6年度～19年度		
区分		税率	区分		税率	区分		税率	区分		税率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号) 50億円超	50人超	1,200	(1号) 50億円超	50人超	3,000	(1号) 50億円超	50人超	3,000
(2号) 10億円超 ～50億円以下	100人超	400	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	100人以下 100人超	80	(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	160	(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	400	(3号) 10億円超 (4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	410 400
(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	100人以下 —	24	(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	60	(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	150	(5号) 1億円超 ～10億円以下 (6号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	160 150
(5号) 前各号以外	—	8	(5号) 1千万円超 ～1億円以下 1千万円以下	50人超 50人以下	48	(5号) 1千万円超 ～1億円以下 1千万円以下	50人以下 50人超	120	(7号) 1千万円超 ～1億円以下 (8号) 1千万円以下	50人以下 50人超	130 120
			(6号) 前各号以外	—	16	(6号) 前各号以外	—	40	(9号) 前各号以外	—	50

20年度			21年度～		
区分		税率	区分		税率
資本金等の金額	従業員数	千円	資本金等の金額	従業員数	千円
(1号) 次の各号以外	—	50	(1号) 次の各号以外	—	50
(2号) 1千万円以下	50人超	120	(2号) 1千万円以下	50人超	144
(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(7号) 10億円超	50人以下	410	(7号) 10億円超	50人以下	492
(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(9号) 50億円超	50人超	3,000	(9号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税務機構一覽

課名	担当名	課長	副課長	主査	職員	再任用	計	事務分掌
税務課	市民税	1	1	2	6	2	1	1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関する事 2. 固定資産の評価に関する事 3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事 4. 市税に係る諸証明に関する事
	諸税			1	3	1		
	土地			1	4			
	家屋			1	4	1		
	家屋・償却			1	1	1		
	計			1	1	5		
納税課	徴収第一	1		1	5	1	21	1. 市税及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関する事 2. 市税及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充當に関する事 3. 市税及び後期高齢者医療保険料の納入の督促に関する事 4. 市税及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及びその執行停止に関する事 5. 市税及び後期高齢者医療保険料の不納欠損処分に関する事 6. 徴収の囑託及び受託に関する事
	徴収第二			1	5	1		
	整理			1	2			
	収納管理			1	2			
	計			1		4		
総計		2	1	9	32	7	51	

基準日 令和5年8月1日

主査欄は副課長兼務を表す

市民部	市民生活課
	市民課
	保険年金課
	税務課
	納税課